

令和2年5月18日

第35回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第35回総会議事録

1. 日 時 令和2年5月18日(月) 午後1時30分
2. 会 場 市民会館 第2ホール
3. 出席委員 16名
4. 出席の委員
2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重 4番 片平 隆
5番 加藤 良子 7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫 22番 宍戸 薫
24番 芳賀 正寿
5. 出席自粛の委員
1番 小山 正雄 6番 宍戸 忠一 9番 油井 妙子
13番 佐藤ミツエ 17番 関 健一 18番 安田 善喜
21番 齋藤 貴裕 23番 鈴木 顯典
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 野田 昌宏 主 査 渡辺 正典
農地係長 猪本 由美子 主 査 五十嵐 紀子

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する意見決定について
- 第6号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について
- 第7号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第8号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第9号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決について
- 第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここからは会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出出席自粛委員の報告をお願いします。

農地係長 本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大に伴い規模を縮小して行うことから、1番、小山正雄委員、6番、宍戸忠一委員、9番、油井妙子委員、13番、佐藤ミツエ委員、17番、関健一委員、18番、安田善喜委員、21番、齋藤貴裕委員、23番、鈴木顯典委員、は出席自粛の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、16名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期、第35回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

2番、佐藤秀雄委員、14番、渡邊賢一委員、を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の渡辺主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(119件)】

合計119件、令和2年5月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫、以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転8件、賃借権設定5件、使用貸借権設定1件の計14件の許可申請で、市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 整理番号1番の件は、譲渡人が95歳という高齢のため耕作できないため、大波の譲受人に土地を貸すようにして、譲受人は大変まじめな方で一生懸命なので、経営規模の拡大は容易になされると思います。2番と3番は、譲渡人と譲受人がお互いに親戚同士でありまして、自作地を相互に交換して利便性を高くしようとする申請でありまして、面積もほぼ同じであ

ることから、問題はないと思われます。以上、1番から3番まで区域協議会では問題ないと判断をいたしました。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番から3ページの6番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 区域番号2番、整理番号4・5・6番について説明いたします。整理番号4番につきましては、親子関係でありまして、経営移譲年金受給のための再設定であり、特に問題ありません。5番につきましては、譲受人が、ハウスの中でいちごをやりたいとのこと、周りは田んぼなのですが、周りから了解をもらっているので、問題ありません。

6番につきましては、譲渡人が86歳と高齢でありまして、譲受人72歳が営農をやるということです。区域協議会で審議しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号4番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号7番8番でございます。まず、整理番号7番については、譲受人が観光果樹園の法人化に伴いましての賃借権の設定でございます。

8番については、譲渡人はこれまで他の方に貸していましたがその方が高齢になりまして、農業ができないということで、大規模にやっている適格法人に今回賃借権の設定でございます。

いずれも区域協議会では問題がないとのことでしたので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号5番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号9番の件ですが、譲渡人から譲受人が以前に自宅を買ったときにこの土地の分が残ってしまった。贈与ということで、区域協議会では問題なしと判断されました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号6番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号10番の1件でございます。土地の表記は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親子であり、長男の譲受人は現在、事情があってアパートから通いで営農しています。この案件は生前贈与により農地を取得する案件でございます。3条調査書をもとに、区域協議会で審議した結果問題なしと判断いたしました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号7番、整理番号11番から14番の4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号11番から14番の説明をいたします。整理番号11番については、譲渡人が相続でお持ちになっている農地で、以前別の方が耕作していたが返還されましたので、近隣で営農している譲受人が新たに耕作するということです。12番と14番は関連がありますので、まとめてご説明いたします。それぞれの譲渡人は高齢等により耕作がなかなかできなくて、譲受人は病院の役員で、病院経営の一線からは退くということで、農業を始めたいということ、経験はありませんが、お手伝いをいただきながら営農していくということで、特に問題はないと思います。

13番について、譲受人につきましては、御山にお住まいではありますが、田舎暮らしをしたいということで、農地付き空き家住宅の条件に見合った農地となっておりますので、今後は野菜等を作るということであります。以上、4件につきまして、区域協議会で許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分につ

いて、整理番号1番から14番までの14件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障をおよぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番については、議案第7号とも関連するわけですが、通路敷地ということで、現地確認をした結果、特に問題はございませんでした。区域協議会で承認されておりますので、みなさんご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転3件、賃借権設定3件、使用賃借権設定1件の計7件の許可申請で市処分案件です。

いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼす恐れもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の1件です。譲受人は、譲渡人から農地を買い、併用地と併せて384平方メートルほどで、直売所と駐車場を開設する計画の申請でありまして、保原に住んでいる譲受人ではありますが、農地も80アールほど保有しておりまして、また、計画した土地も周辺の農地に与える影響もないことから、問題ないと思われまふ。区域協議会では許可相当と判断をいたしましたので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願ひいたします。

農地係長	区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	14番（発言を許可する。）
14番	整理番号2番の1件でございます。土地の表示以下記載の通りでございます。譲受人は譲渡人の娘の旦那さんで、今回分家住宅の敷地ということで、使用貸借権の設定でございます。区域協議会では問題ないと判断しました。よろしくご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いたします。
農地係長	区域番号5番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	19番（発言を許可する。）
19番	整理番号3番について、この場所は下川崎の昔の診療所の土地であります。不動産屋を通して譲受人が一般住宅として買ったわけですがけれども周辺農家には特に影響がないということで、区域協議会では妥当とみなしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いたします。
農地係長	区域番号6番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号4番と5番の2件についてご説明いたします。4番につきましては、115号バイパスと西道路が交差する第2種農地でありまして、周辺は、もう商業施設がありまして、すでに当該地の隣を利用してまして、利用拡張にともない、資材置き場および駐車場として転用したいということでありまして、現場を調査いたしましたところ、周辺農地に影響を及ぼすこともなく、区域協議会では問題なしと判断させていただきました。 5番につきましては、譲渡人の二男、譲受人が分家住宅ということで、所有権移転の案件であります。これにつきましても、周辺に及ぼす影響はなしと判断いたしました。許可相当と判断しましたので、皆さんのご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いたします。
農地係長	区域番号7番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	24番（発言を許可する。）
24番	整理番号6番7番についてご説明いたします。整理番号6・7につきまして、内容が同じでありますので、一括してご説明いたします。2社ともに除染に伴う資材置き場と現場事務所等で一時転用していたんですが、1年ごとの延長ということで、3年が経過したということで、今回改めて一時転用の申請が出たものでありまして、前回使っているということでありますので、区域協議会では、許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	8ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた事業計画内容や転用期間が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。 申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
7番	議長7番（発言を求める。）
議長	7番（発言を許可する。）
7番	整理番号1番について説明いたします。山木屋から定住するというので、住宅地の準備を進めてまいりましたが、水はけが非常に悪くて、地盤調査をし直すということで改良工事が必要になりまして、当初の予算内での新築が難しくなりまして、住宅規模を縮小するということで、申請をあげてきました。区域協議会で審査した結果、問題はないということでした。よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	9ページをお開きください。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業

計画変更承認申請に対する意見決定についての案件は、過去に転用許可を受けた事業計画内容や転用期間が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の4haを超えることから県知事処分案件です。区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番について説明いたします。大笹生工業団地のわきに道の駅の設置の件でございますが、敷地の利用計画に変更が生じたため出してきました。筆が142筆から146筆に変更になっていますが、この増加の4筆は農地ではなく、道の駅と工業団地を取り囲むように敷く予定の県道で、道路用地として、すでに県のものになっているものです。都市計画法で、道路の幅員を狭くしてもよいということになったことから、道路用地を道の駅の敷地や工業団地に取り込むことになり、面積の増加となります。農地の転用面積が増えるわけではございません。道路が狭くなった分、道の駅と工業団地が広くなりました。また、建築面積の増加の内訳は、防災備蓄倉庫、思いやり駐車場、屋内のこども遊戯施設となっております。以上でございます。区域協議会で審議した結果、問題なしとなりましたので、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する意見決定について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第6号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分についての案件は、「福島市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」に基づき、「福島市空き家バンク実施要綱」に規定する空き家バンクに登録された空き家と共に農地を取得する場合に限り、別段の面積を0.01アールに設定するもので、計2件の案件です。

申請にあつては、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、空き家に付随した農地としての要件を満たすことを確認いたしました。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の1件であります。この農地の周辺は大変荒れておりまして、農地に進入する道路は、ありません。この空き家になった宅地からしか進入できない。この農地の利用は、空き家に付随するしか道はないと思われまして。区域協議会でもそのように判断されました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号2番の1件でございますが、この土地は現在空き家になっている宅地を通らないとこの農地にはいけない、という状況でございます。保全管理をされているものの、長い間耕作はされていない農地でございます。区域協議会では妥当という判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第6号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

農地係長 次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。
11ページをご覧ください。議案第7号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。
証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。
区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番について、ご説明申し上げます。農業用倉庫として確認をして、特に問題ございませんでした。以上、区域協議会で承認されました。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第7号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第8号について事務局より説明を求めます。

農地係長 12ページをご覧ください。議案第8号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。

福島県農業振興公社への貸付分が23件、86,447㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

議案書13ページ、区域番号2番、整理番号1番から5番の5件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号1番から5番までですが、耕作される方は、50町歩ぐらいやっているのですが、特に問題ございません。区域協議会では、承認されました。審議の程、よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号6番及び7番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号6番と7番の2件でございますが、6番につきましては、利用権設定者が高齢のため、公社を通じてお貸しするという案件でございます。7番につきましては、ももの作付けをするということですが、借りる方が、新規就農者ということで、今のところ四反歩ということになってはいますが、将来的には面積を増やして、規模拡大をしたいというような話でございます。区域協議会のなかでは、問題ないということで承認されました。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号8番から16ページ19番までの12件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号8番から19番までの12件であります。それぞれ借りる方は、一所懸命に農業に従事していますので、特に問題ないということで、区域協議会では、慎重に審議しましたので、よろしくご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 農地係長 「異議なし」の声
ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号5番、整理番号20番及び21番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく
お願いいたします。

議長 19番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長19番（発言を求める。）
議長 19番（発言を許可する。）
19番 整理番号20番に関しては、水田専門でやっている方に貸すということで問題ないと思いま
す。整理番号21番の中の一つ上の4、700㎡、これ一件だけは、借りる人が違うんです
けれども、サラリーマンを定年退職した後、水田にも力を入れてやりたい。一番は畑なんで
すけれど、水田として利用していますので問題なしと思います。
それから、21番の合計面積は、一町二反ぐらいあるわけで、この方は小菊を専門にしてや
っている方なので、問題なしと区域協議会ではなりましたので、皆様のご審議のほどよろし
くお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
「異議なし」の声
議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
区域番号6番、整理番号22番及び23番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろし
くお願いいたします。

議長 20番 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長20番（発言を求める。）
議長 20番（発言を許可する。）
20番 整理番号22番23番でございますけど、22番につきましては、ここ5年ほど借り手がな
く、保全管理の状態であった水田でございますけれども、利用権設定者の隣の方が、やっ
てもいいということで、中間管理機構を通じて、耕作を始めているところです。23番につ
きましては、昨年の暮れに亡くなられた方のぶどう畑で、ここを借りてやってみたいという新
規就農の方がいらっしゃいまして、この方も中間管理機構を通じて、貸借するという
ことで、今後とも農業委員会で見守ると考えているところであります。区域協議会では問題ないと判
断しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
「異議なし」の声
議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、
ご異議ございませんか。
「異議なし」の声
議長 異議なしと認め、議案第8号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案の
とおり決定いたします。
次に、議案第9号について事務局の説明を求めます。

次長 18ページをご覧ください。議案第9号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決について
でございます。
こちらにつきましては、令和2年度の農業者年金加入を推進するための活動計画となります。

福島市農業委員会としての加入推進活動計画を区域ごとに策定し取り組むものでございます。内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第9号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決について、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第10号について事務局の説明を求めます。

次長 23ページをご覧ください。議案第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が5月25日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願ひいたします。24ページ新規の認定農業者につきまして、区域番号1番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 区域番号1番、整理番号1番の1件であります。申請者は、男性でありまして、約50歳くらいの方で、一所懸命、直売所や市場などにも出荷されまして、改善計画内容どおり、今年度も達成できる見込みです。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号2番3番について説明させていただきます。まず、2番の申請者は、以前勤めながら農業していましたが、勤めを辞められまして、水稻中心に専業で作っています。3番の申請者は、父親から経営移譲を受けまして、農業に取り組んでいる方でございます。それぞれ、計画内容には、5年後には達成できると確信しておりますので、よろしくご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 次に、25ページ認定農業者の再認定について、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細

は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の申請者は、31歳で、大変若くて、一所懸命でありまして、現在ハウスでいちご栽培をやっております。大変、一所懸命な方なので、5年後も改善計画内容どおりに達成できると思います。区域協議会では問題ないと判断しました。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号2番、整理番号2番から27ページ7番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 整理番号2番3番4番に関しましては、再認定で、一所懸命やられている方でありますので、問題ありません。5番に関しましては、住所が農協の住所になっていますが、現場は、広域農免道路の方にございまして、特に問題ございません。水稻・育苗やっております。

6番に関しましては、申請者は、高齢でございますが、長男の方がやっております、5年後の面積が少なくなっていますが、両親ができなくなったということでありまして、中身を充実させてやるということでございます。

7番に関しましては、梨を中心に一所懸命にやっております問題ございません。

区域協議会で審査いたしました結果、問題なしとなりました。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号3番、整理番号8番から28ページ11番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号8番から11番までの4名でございますが、いずれも現在農業に関しまして積極的に取り組んでいる方々でございますが、5年後の改善計画につきましても、達成ができると考えております。4名については、区域協議会では特に問題なしと承認されましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号4番、整理番号12番から31ページ20番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 14番（発言を許可する。）

14番 整理番号12番から20番までの9件であります。再認定でありまして、それぞれ区域協議会で一人ひとり慎重に審議した結果、いずれも農業に一所懸命に取り組んでいる人ばかりです。問題ないと判断いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号5番、整理番号21番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号21番の1件ですけれども、再認定ということで、奥さんと頑張ってやっていますので、今回は特に問題なしとされました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号6番、整理番号22番及び23番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号22番23番ともに再認定でございまして、22番の申請者は、中核農家として活躍中であります。5年後の目標も必ずや改善されるものと思います。23番の申請者に関しましても、両親と3人で、専業農家として頑張っている方でございまして、5年後の目標も達成されるものと思います。区域協議会では問題ないと判断しました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号7番、整理番号24番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号24番の申請者は、現在、小菊を中心に栽培している専業農家でありまして、経営

改善計画の内容につきましても、区域協議会では適当と認めましたので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 続きます、議案書34ページ、認定農業者の変更認定について、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号1番については、私の同居親族が認定を受ける案件ですので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。4番、一時退席願います。

4番 〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

7番 議長7番（発言を求める。）

議長 7番（発言を許可する。）

7番 申請者は、ただいま退席した4番の長男であり、父の代わりに認定になるということで、今、一所懸命にいちご栽培、果樹栽培をやっています、特に問題はございません。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 変更ということは、父親から後継者に認定農業者を変更するということがよろしいですか、それとも、新しく新規就農、新規認定者になるということではないのでしょうか。

議長 事務局。

次長 変更内容について確認のうえ、後ほどお答えさせていただきます。

議長 そのほか、ございませんか。

なければ、次の説明をお願いいたします。

次長 続きます、議案書35ページ、認定新規就農者について、区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 新規就農者の認定農業者の新規でございます。整理番号1番の申請者につきましては、果樹栽培を行っておりますが、ハウスを規模拡大しまして、ミニトマトを作付けすること、施設野菜と果樹ということで、達成が目指せるのではないかと。区域協議会では承認されました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号2番の申請者のことですが、ハウスでミニトマトと露地のアスパラということで、経営面積が19アールと少ないようなんですけど、申請後に合わせて一町歩借りたそうです。特に問題ないと思いますので、皆さんのご審議、よろしくお願いいたしますと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 続きまして、議案書36ページ、認定新規就農者の変更について、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の申請者ですが、この方は3年前に新規営農開始された方であります。当初の目的を変えて今回の申請となったものです。大変まじめに新しく営農を開始したわけがございますけれども、精力的に三年間、営農活動をやってまいりました。自営の直売所計画を進めるということでもありますね。5年後はこのようになるのかなあと私も思っておりますので、区域協議会でも特に問題ないと判断いたしましたので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

次長 区域番号7番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号2番についてご説明いたします。申請者につきましては、新規就農者でありまして、この内容の変更につきましては、まずは住所、笹木野に住所がありましたが、町庭坂の借家・アパートに引っ越しなされたということでもあります。目標計画ですが、従前は、果樹・水稲ということで計画を立てていましたが、水稲はなかなか難しいということで、現在ワイン用のぶどうを植えているということで、これの規模拡大を目指す、ということでありまして、そしてそのほか、ワイナリー等の運営と書いておりますがこれは変わってはおりません。以上、水稲をやらなくて果樹の専業になるということで、内容につきましては、区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第10号について、34ページの1件を除いて、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、34ページを除いて、原案のとおり決定いたします。

次長 議長（発言を求める。）

議長 次長（発言を許可する。）

次長 議案第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての34ページの件ですが、申請者と4番は二人で認定農業者をやっているのですが、4番だけが認定農業者になれない、とのことでした。二人で経営体を運営していましたが、二人から一人になるとのことでした。

議長 それではよろしいですか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、議案第10号につきましては、すべての案件について、原案のとおり決定いたします。

議長 4番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

4番 （入室、着席する。）

議長 それでは、議事を再開いたします。
報告を事務局より説明願います。

農地係長 議案書37ページ報告第1号から46ページ報告第6号は議案書のとおりとなりますのでお読み取りください。以上です。

議長 その他、皆様からなにかございませんか。

全員 〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

大宮職務代理 〔大宮職務代理より閉会の言葉〕
慎重審議ありがとうございました。
これで、第35回総会を終了いたします。

(午後2時40分)

令和2年5月18日

これは、福島市農業委員会第35回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 2番 _____

議事録署名人 14番 _____